

堺市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

堺市上下水道局職員就業規則（昭和44年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第29条の6を第29条の5とする。

別表第5第7項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表第12項中「子」の次に「（配偶者等の子を含む。第15項において同じ。）」を加え、同表第21項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表中

「

28 その他管理者がやむを得ないと認める場合	やむを得ないと認める時間又は期間	
------------------------	------------------	--

を

」

「

28 堺市職員給与条例附則第41項の規定の適用を受ける職員又は堺市職員給与条例附則第42項第3号に掲げる職員が心身の健康の維持及び増進を図る場合	これらの職員が60歳に達した日後における最初の4月1日の属する年度において5日以内	
29 その他管理者がやむを得ないと認める場合	やむを得ないと認める時間又は期間	

に

」

改め、同表の備考4中「特別休暇は、」を「特別休暇にあつては」に改め、「半日を」の次に「、28の事由に該当する特別休暇にあつては1日を」を加え、同表の備考8第1号中「及び25」を「、25及び28」に改め、同表の備考8第2号中「及び27」を「、27及び28」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。